

尾張旭市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に係る対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止し社会機能の維持を図るため、尾張旭市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に係る対応方針に関すること。
- (2) 感染症に係る情報共有に関すること。
- (3) 感染症の情報収集と提供に関すること。
- (4) 感染症対策に関する重要事項の決定に関すること。
- (5) 全各号に掲げるもののほか、感染症に関し本部長が必要と認めること。

(構成)

第3条 対策本部は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる
- 4 対策本部には、本部長は必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 対策本部会議は本部長が召集し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 前項に規定による代理の順序は、副市長を第1順位とし、教育長を第2順位とする。

(連絡会議)

第5条 所管事務に関する問題を整理・検討するため、対策本部に連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長に健康福祉部長を、副会長に健康課長及び総務課長をもって充てる。
- 4 連絡会議は、会長が招集し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前項に規定による代理の順序は、健康課長を第1順位とし、総務課長を第2順位とする。

7 連絡会議には、会長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 対策本部に関する庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

対策本部	連絡会議
(本部長) 市長	(会長) 健康福祉部長
(副本部長) 副市長 教育長	(副会長) 健康課長 総務課長
(本部員) 企画部長 総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 こども子育て部長 都市整備部長 消防長 教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長 尾張旭市長久手市衛生組合事務長	(構成員) 人事課長 情報課長 行政経営課長 財産経営課長 市民活動課長 産業課長 環境課長 福祉課長 長寿課長 健康課長 こども課長 保育課長 都市計画課長 上水道課長 消防総務課長 教育行政課長 文化スポーツ課長 生涯学習課長 議事課長